

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
<p>第1章 総則 1. 趣旨</p>	<p>○この指針は、児童福祉施設最低基準第35条に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものであること</p> <p>○各保育所は、この指針において規定される遵守すべき事項及び保育の内容に関する基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じ創意工夫を図り、保育所の機能と質の向上に努めるべきであること</p>	<p>○指針改定の背景 (例)</p> <p>①子どもの生活環境や保護者の子育て環境の変化の中で、保育所に期待される役割や機能の深化・拡大 ・保育所に入所する子どもの保育とともに、その保護者の子育て支援、地域の子どもの育ちや保護者の子育てを支える機能 ・就学前の子どもの質の高い養護や教育の機能 等 (認定こども園の創設、幼保連携の流れにも言及)</p> <p>②各保育所が適切にその役割や機能を発揮できるように、保育所が果たすべき役割・機能を再確認し、保育所の根幹である保育内容を高める観点から、保育内容の指針である保育所保育指針の見直し改善 等</p> <p>○改定の留意点 (例)</p> <p>①各保育所の保育内容の質を確保するため、告示化によって規範性を有する最低基準としての性格を明確化</p> <p>②保育の質の向上のための各保育所の創意工夫や取組を促すために、内容の大綱化を図る</p> <p>③保育内容に関する事項と保育内容に関連する運営に関する事項を整理する</p> <p>④保育現場での保育実践に日常的に活用され、子どもの育ちに対する保護者の理解が深まるように、指針の明解性を高めるための内容の見直し</p> <p>○大臣告示として規定する意義、指針の性格 ○規範性を有することの意義、保育所の創意工夫との関わり ○保育の内容に関する事項、運営に関する事項の意味内容及び指針全体の構成内容</p> <p style="text-align: right;">等</p>

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
2. 保育所の役割・機能	<p>○保育所は児童福祉法第39条に基づき、保育に欠ける乳幼児（以下「子ども」という）の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、<u>入所児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならないこと</u></p> <p>○保育所は、その目的を達成するために、保育士などの専門職員の集団が、<u>家庭との緊密な連携の下</u>に保育所における環境を通して、子どもに対しその発達や特性を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うことを特性としていること</p> <p>○保育所は、子どもに対する機能とともに、その特性を活かし、家庭や地域の<u>様々な社会資源</u>との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援、地域における子育て支援など保護者に対する機能を担っていること。</p> <p>○保育所における保育士は、保育所の役割、機能が適切に発揮されるように、児童福祉法第18条の4に基づき、<u>倫理観に裏付けられた専門的知識及び技術</u>をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う業務を担うものであること</p>	<p>○子どもや保護者をめぐる社会的環境の変化と保育所の今日的役割と意義</p> <p>○「保育に欠ける」ことの意義と保育所の担う役割・機能との関わり （「保育を必要とする」子どもへの対応などに言及）</p> <p>○子どもにとっての機能、保護者にとっての機能の内容</p> <p>○保育所保育で大切にされるべき理念等 （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人一人が周囲から「主体」として受け止められ、情緒の安定と自己肯定感を基盤に、人との関わりや環境との関わりを通して生きる力の基礎を培うこと ・0歳から就学前まで、養護（生命の保持とと教育が一体的に発揮されること ・子どもの生活リズムを尊重するとともに、子どもの思いに保護者の意図を重ねた保育環境づくりが必要であること ・そのように用意された環境の基で、子どもたちは自ら人やものと能動的に関わることのできる状況を実現されなければならないこと ・保護者の代替ではなく、保育者と保護者が協同して子どもを育てる基本姿勢が重要であること 等 <p>○保育所の有する特性 （例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育や子育ての専門性を有する職員集団 ・0歳から6歳までの就学前の子ども集団 ・様々な遊びや安定した生活ができる環境（保育室・屋外遊技場等） ・保護者同士の交流の機会 等
3. 保育の原理 (1) 保育の目標	<p>○保育所は子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活の大半を過ごす場であることから、保育所の保育は、子どもにとって適切な生活と発達を保障するため、次の目標を目指して行わなければならないこと</p> <p>①十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること</p>	

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
	<p>②健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと</p> <p>③人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、人権を大切にすることを育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと</p> <p>④自然や社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の基礎を培うこと</p> <p>⑤生活の中で、言葉への興味や関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度や豊かな言葉を養うこと</p> <p>⑥様々な体験を通して、豊かな感性を育て、創造性の芽生えを培うこと</p> <p>○<u>保育所は入所児童の保護者の意向を受け止め、より良い親子関係の構築を目指して、保育所保育の特性や保育指導の技術を生かしてその援助にあたること</u></p>	<p>○①～⑥の意味内容</p> <p>○関連して保育所において大切にされるべき事項 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの命を守り育てる保育所 ・「養護」の重要性、「教育」の重要性 ・情緒の安定と自己肯定感を基礎に人と関わり合う力を醸成すること ・自己発揮と他者の受容 ・聴く力、話す力、伝え合う力を育て、その喜びを共に味わうこと ・乳幼児期の特性や保育所の文化の継承なども踏まえて、子どもの体験や保育内容を豊かなものにしていくこと 等 <p>○「<u>保育指導</u>」に関する説明 <u>発達援助の技術／関係構築の技術／生活援助の技術／環境構成の技術／遊びを展開する技術 等</u></p>
(2) 保育の方法	<p>○保育の目標を達成するために、次の事項に留意し、保育を行わなければならないこと</p> <p>①一人一人の子どもの状況や家庭、地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること</p> <p>②子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境、自己を十分に発揮できる環境を用意するとともに、子どもの人権に十分配慮すること</p> <p>③子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程や発達課題に応じた保育を行うこと。</p> <p>④子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を育て、集団活動を効果あるものにするよう援助すること</p> <p>⑤子どもが自発的、意欲的に関われるような環境の構成と子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にし、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように遊びを通して総合的に保育を行うこと</p>	<p>○①から⑤の意味内容</p> <p>○関連して保育所において大切にされるべき事項 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での生活や保護者の意向、思いを受け止め、家庭と協力して子どもを育てること ・子どもが十分に自己主張したり、表現したりできるような環境や保育者の関わり的重要性、保育士の人間性、専門性の向上の重要性 ・保育環境の重要性、「環境を通して」の意味内容 ・個人差、性差、文化の違いなどへの留意 ・子ども集団や遊び仲間が形成しにくくなっていることへの対応 ・子どもにとっての遊びの重要性、「遊びを通して」の意味内容「総合的に」の意味内容 等

	指針に盛り込むことが考えられる事項	解説書で解説、説明することが考えられる事項
(3) 保育の環境	<p>⑥一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、様々な機会を捉え、その親子関係や家庭生活等に配慮し、適切に援助すること</p> <p>○保育の環境には、保育士や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、さらには自然や社会の事象などがある。こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならないこと</p> <p>○このため、子どもの活動が豊かに展開される保育所の設備や環境を整え、保育所の施設内での保健的環境や安全の確保などに努めなければならないこと。また、保育室は温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、いきいきと活動できる場となるように配慮すること</p> <p>○子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整え、人と関わる力を育てていくこと</p>	<p>○第6章との関連</p> <p>○今日の子育て環境、地域環境を踏まえた保育環境の重要性</p> <p>○環境（人的・物的・自然、事象等）の相互関係</p> <p>○保育所の施設、園庭、遊具、用具その他の教材、素材などの意味</p> <p>○施設の採光、換気、保温、清潔などの環境保健の向上の意義</p> <p>○子ども同士の相互作用や関わり合う力を育む環境の意義</p> <p>○保護者と対面したり、保護者もくつろげるような環境の配慮</p> <p>等</p>
4. 保育所の社会的責任	<p>○保育所は、法令に基づき、子どもの人権を尊重して保育の実施に当たるとともに、保護者や社会にその内容を適切に説明するよう努めなければならないこと</p> <p>○保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならないこと</p>	<p>○人権尊重、説明責任、個人情報の取扱、保護者の苦情解決の意義及び内容</p> <p>○個人情報保護と豊かな保育活動、子育て支援との関わり</p> <p>○以下の事項を説明 保育所の社会的責任として、ここで掲げる事項の他に、保育所は総則の2「保育所の役割・機能」に規定しているように、「人と場・機関等をつなげる役割」「子育て支援の拠点としての役割」などがあり、こうした社会的責任を果たすために総則の1「趣旨」に規定しているよう常に保育所、職員の質の向上を図るべく努めなければならない。 →第7章との関わり</p>